

令和7年度東海市高齢者特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等被害防止対策機器を購入し、及び設置する者に対し、その費用の一部を補助することにより、高齢者の特殊詐欺等による被害防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊詐欺等被害防止対策機器」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 着信時に通話内容を録音する旨を自動で相手に通知した上で通話内容を録音する機能を有し、固定電話機に取り付けることができる装置
- (2) 迷惑電話（一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引及び特殊詐欺を目的とする電話をいう。以下同じ。）に該当する管理サーバーに登録された電話番号を自動で判別した上で、迷惑電話であることを通知し、又はその着信を拒否する機能を有し、固定電話機に取り付けることができる装置
- (3) 前2号の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 65歳以上である者（令和7年度中に65歳となる者を含む。）
- (3) 前号に掲げる者が居住する住宅内に、特殊詐欺等被害防止対策機器を設置すること。
- (4) 転売等を目的として特殊詐欺等被害防止対策機器を購入しないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

(1) この要綱により補助金の交付を受けたことがある者

(2) 前号に掲げる者の属する世帯の構成員である者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置に要した費用（1世帯につき、1基の特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置に要した費用に限る。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が6,000円を超えるときは、6,000円とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺等被害防止対策機器の購入及び設置をした後、補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払が確認できる領収書

(2) 当該機器が特殊詐欺等被害防止対策機器であることが分かる書類等

(3) 市税の完納証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び支払)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、申請者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の通知をしたときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。

(取得財産の使用)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けて購入及び設置をした特殊詐欺等被害防止対策機器を、設置をした日から1年以上使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、補助対象者の責めに帰すべき事由以外の事由で特殊詐欺

等被害防止対策機器を処分するとき。

- (2) 補助対象者の死亡、身体の不調等その他の補助対象者の責めに帰すべき事由以外の事由により、特殊詐欺等被害防止対策機器を設置した住宅に居住しなくなったとき又は特殊詐欺等被害防止対策機器を使用できなくなったとき。

- (3) その他市長が適当と認めたとき。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。